

令和6年12月 4日
6漁港第 257号
6港 第 187号

各 位

長崎県 水産部漁港漁場課長

土木部 港湾課長

令和7年度作業船関係確認申請について

作業船関係確認は、令和7年度に長崎県が発注する港湾、漁港及び漁場等の海上工事において、制限付き一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格要件の一つであり、また指名競争入札の指名選定における施工能力評価のための一定の条件を備えた作業船保有等の確認と、総合評価落札方式の評価項目に関する作業船関係の事前審査等に必要なものです。今回、一括して審査をおこないますので、下記により申請書の提出をお願いします。

記

1. 申請を必要とする者

下記のイ、ロ及びハのいずれかに該当する者は、作業船等の保有確認及び船員等の雇用について県の審査を受け、内容確認の証明を得なければならない。

- イ. 「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領（平成20年10月15日20建企第474号）」（以下、「作業船取り扱い要領」という。）に定める一定の条件を備えた作業船の保有の確認を受けようとする者。
- ロ. 「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる指名競争入札への参加のための作業船保有の確認申請について（令和6年12月4日付け）」（以下、「指名競争参加確認申請」という。）により、海上工事の指名競争入札の指名を受けようとする者。
- ハ. 「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる総合評価落札方式の作業船等に関する評価の事前審査について（令和6年12月4日付け）」（以下、「作業船評価事前審査」という。）により、総合評価項目の企業の施工能力に関する作業船関係について事前審査を受けようとする者。なお、事前審査を受けない場合でも、発注案件毎に当申請様式と証明書類を提出し、評価を受けることはできる。

2. 審査の内容

- (1) 前記1. イについては、「作業船取り扱い要領」に基づき申請及び審査を行う。
- (2) 前記1. ロについては、「指名競争参加確認申請」に基づき申請及び審査を行う。
- (3) 前記1. ハについては、「作業船評価事前審査」に基づき申請及び審査を行う。

3. 提出する申請様式・書類等

- (1) 「令和7年度長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事における作業船関係確認申請書」(様式3)
- (2) 申請する作業船の船種、規格及び保有形態並びに船員等の資格及び雇用状況を証明する書類(別紙【作業船関係確認申請書に添付する証明書類】による)
- (3) 作業船の稼働実績表(様式3-1)
- (4) 保有作業船一覧表
- (5) 魚礁沈設能力(限界水深)確認表
- (6) チェック表(申請者記入欄に確認印を記載したもの)
- (7) (1)及び(4)のエクセルデータ

4. 提出方法

水産部漁港漁場課漁港漁村防災担当に原則郵送とする。

前記3.(6)のエクセルデータは、メール又は電子媒体(CDなど)にて提出。

提出及び送付先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部 漁港漁場課 漁港漁村防災担当

メールアドレス: gyoko-bousai@pref.nagasaki.lg.jp

5. 申請受付期間

令和6年12月4日(水)から令和7年2月14日(金)まで(必着)

(持参する場合は、平日の9時~11時、13時~17時)

※この申請の受付は年1回のみであり、受付期間後の新規申請は原則受け付けない。

6. 審査結果の通知

提出された様式・書類等を審査し、申請内容が適正で作業船の保有が確認できた場合は、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事における作業船関係確認証」(様式5)(以下、「作業船関係確認証」という。)を交付する。

「作業船関係確認証」は、「作業船取り扱い要領」に定める「長崎県発注港湾漁港等海上工事に係る一定の条件を備えた作業船保有確認証」(様式第2号)に代わるものとする。

7. 「作業船関係確認証」の有効期間

発行日の翌年度の4月1日から年度末日までの間で設定するものとし、最長1年間とする。

但し、有効期間の始期及び終期については次のとおり取り扱う。

- イ. 作業船保有開始日が1月1日以降の場合は、有効期間の始期を作業船保有開始日の三月経過した日とする。
- ロ. リース保有で契約期間が年度途中で満了となる場合は、有効期間の終期をリース契約期間の満了日とする。
- ハ. 作業船の売却等により、予め保有要件の変更が予定されている場合は保有要件消滅の日を有効期間の終期とする。

8. 申請書等の変更について

申請内容に変更があった場合は次のとおりとする。

- (1) 「作業船関係確認申請書」(様式3)に記載する内容が変更となる場合は、内容を変更する日の10日前までに「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事における作業船関係確認申請書(変更)」(様式4)を提出(郵送可)すること。

(2) 証明書類の有効期限等の更新があった場合は、当該書類を速やかに提出(郵送可)すること。

9. 申請書の虚偽について

提出された申請書の内容及び証明書類等に虚偽があった場合は、次の措置を行なう。

- (1) 長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領第3条の別表1の1号に該当するものとする。
- (2) 虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合は、契約を解除することがある。
- (3) 総合評価落札方式対象工事の場合は、工事成績評点において「作業船の自社保有状況」及び「曳船の自社保有状況」の評価項目1項目につき10点を減点する。

10. 注意事項

(1) クレーン付台船について

- ・ 移動式クレーン検査証の「種類及び型式」が「クローラクレーン」である場合は、台座を台船とすることの変更届けが行なわれており、「記事欄」にそのことの記載が確認できること。
- ・ 海上での吊り能力が50トン以上あることを確認できる資料を添付すること。
- ・ 台船に搭載することで吊り荷重に制限がかかっている場合は、制限された吊り荷重で申請すること。

(2) コンクリートミキサー船について

- ・ 長崎県の「コンクリートミキサー船現地調査要領」の規定による「令和7年度用の現地調査結果通知書」の通知は申請受付期間後となるため、申請書には申請船の「コンクリートミキサー船使用願い」(様式-1)と「コンクリートミキサー船調査表」を添付すること。
- ・ 申請船の使用可等の審査は、土木部建設企画課長が通知する「令和7年度用コンクリートミキサー船現地調査結果」により行なう。

(3) 作業船の稼働状態について(全申請作業船)

- ・ 作業船の稼働実態を確認するため「作業船の稼働実績表」(様式3-1)を添付すること。
また、申請のためだけに台船とバックホウを組み合わせて申請し、実際にはバックホウを台船から下ろすなど申請作業船としての稼働実態のないような場合は承認しない。

(4) 稼働状態の現地調査について(全申請作業船)

- ・ 申請があった作業船の稼働状態に疑念を生じた場合は、現地調査を行う場合がある。調査の結果、稼働状態が無く故意に申請していたと判断した場合は、虚偽申請を行なったとみなし前記9.により対応する。

(5) 有効期限の厳守について

- ・ 確認証及び提出書類に記載された各種有効期限については入札参加資格等の条件となっており、有効期限切れ等が確認された場合は入札に望めない場合があるので、期限失効の前に更新し、資料を提出すること。

(6) 原本証明について

- ・ 原本証明(「原本の写しに相違ない」との署名)は不要とするが、書類に虚偽があった場合は、指名停止及び工事成績評点の減点等の措置をとるため、十分な確認を行なうこと。

(7) チェック表について

- ・ 別添のチェック表により申請書類等の確認を行い、申請者記入欄に記載すること。

(8) その他

- ・ 「作業船取り扱い要領」の11. その他を適用する。

11. 問い合わせ先

水産部 漁港漁場課 漁港漁村防災担当 榎・山口 TEL 095-895-2858

【作業船関係確認申請書に添付する証明書類】

1. 共通

- ① 各項目に記載した書類を提出すること。
- ② 証書などは原本の写しとするが、文字のにじみ・つぶれ等により判読出来ないことが無いよう注意すること。(読みにくいものは拡大コピーなどを行なうこと。)
- ③ 原本証明(「原本の写しに相違ない」との署名)は不要とするが、書類に虚偽があった場合は、指名停止及び工事成績評点の減点等の措置をとるため、十分な確認を行なうこと。

2. 作業船関係

(1) 作業船の保有形態の証明

① 自社保有

次の i ～ iii のうちいずれかの書類及び iv の書類で、申請作業船であること(船名・船種など)と作業船関係確認申請書(以下、「確認申請書」という。)の申請日(以下、「申請日」という。)より三ヶ月前からの保有が確認できるもの。但し、作業船の更新等により変更申請する場合はこの限りではない。

i 登記簿謄本

- ・「申請日」から三ヶ月前以内の法務局の証明があるもの

ii 海上保険証券

- ・保険期間の終了日が「申請日」以降であること。
- ・更新した場合は速やかに更新後の保険証券を提出すること。
- ・保険期間の開始日が「申請日」の三ヶ月以前である場合は、三ヶ月以上の保有があるものとする。
- ・保険期間の開始日が「申請日」の三ヶ月以内である場合は、更新前の前保険証券を併せて提出し、併せて三ヶ月以前の保有が確認できる場合は、三ヶ月以上の保有があるものとする。

iii 船舶売買契約書

- ・前記の i 又は ii により自社保有を証明できない場合のみ提出すること。
- ・前所有者時の前記の i 又は ii を併せて提出すること。

iv 固定資産税納税通知書

② リース保有(いわゆる傭船契約を含む。以下同じ。)

次の全ての書類(i ～ iii)

i 傭船(リース)契約書

- ・申請作業船名、契約期間、契約金額、支払い条件等、リース契約内容を明記したもの。
なお、リース契約金額については、妥当な金額(建設機械等器具損料算定表の供用損料などによる)でなければならない。
- ・「申請日」からその三ヶ月前の日を含む2年以上連続して契約していることが確認できるもの。
但し、従前の契約の変更又は更新で、契約期間が連続している場合は、従前の契約期間に、「申請日」の三ヶ月前の日を含むと見なす。

ii 貸主名義の前記①(i ～ iii)のいずれかの書類

iii リース料金の支払い状況を確認できる書類(銀行振り込み通知書、支払い領収書等)

③ 出資会社保有

次の全ての書類(i ～ ii)

- i 「確認申請書」の申請者(以下、「申請者」という)が、申請作業船の所有権を有する会社の資本を50%以上出資していることを証明する書類
- ii 所有者名義の前記①(i ～ iii)のいずれかの書類

(2) 作業船の船種・規格や稼働状態の証明

次の全ての書類(i ～ ii 及び iii)

① 起重機船

- i 移動式クレーン検査証(全項)
- ii 写真(全体がわかるもの)
- ② クレーン付台船
 - i 移動式クレーン検査証(全項)
 - ・検査証の「種類及び型式」が「クローラークレーン」である場合は、台座を台船とすることの変更届けが行なわれており、「記事欄」にそのことの記載が確認できること。
 - ・海上での吊り能力が50トン以上あることを確認できること。
 - ・上記のことが確認できないクローラークレーンはクレーン付台船と認めない。
 - ii 写真(全体及びクローラークレーンを台船に固定している状況がわかるもの)
- ③ フローティングドック
 - i 移動式クレーン検査証(全項)
 - ii 写真(全体がわかるもの)
- ④ コンクリートミキサー船
 - i 長崎県の「コンクリートミキサー船現地調査要領」の規定による令和6年度申請書類の「コンクリートミキサー船使用願い」(様式-1)
 - ii 前記 i に添付する「コンクリートミキサー船調査表」
 - iii 写真(全体がわかるもの)
- ⑤ グラブ式浚渫船
 - i 「作業船取り扱い要領」の別表2に記載している当該浚渫船の曳航時曳船を保有していることを証明する、前記(1)に記載している書類
 - ii 規格(2.5m³以上)が確認できる書類
 - iii 写真(全体がわかるもの)
- ⑥ バックホウ浚渫船
 - i 申請日より1年以前に申請船種としての稼働実績を記載した「バックホウ浚渫船の稼働実績表」(様式3-1)
 - ii 規格(1m³以上)が確認できる書類
 - iii 写真(全体及びクローラークレーンを台船に固定している状況がわかるもの)
- ⑦ 曳船及び引船
 - i 船舶検査証書(日本小型船舶検査機構発行)
 - ・有効期間が、「申請日」以降であること。
 - ii 写真(全体がわかるもの)

3. 船員関係

(1) 海上起重作業管理技士

次の全ての書類(i～ii)

- i 資格者証
 - ・有効期限が、「申請日」以降であること。
- ii 「申請者」との雇用関係が、「申請日」前より三ヶ月以上あることを証明する書類(健康保険被保険者証等)

(2) 船員

次の書類(iは必須、iiは必要の場合)

- i 船員保険被保険者証(マスクング(黒塗り)しないこと)
- ii 前記 i の交付日が、「申請日」前より三ヶ月以内の場合は、「申請者」と雇用関係が「申請日」前より三ヶ月以上あることを証明する書類(健康保険被保険者証等)

※健康保険被保険者証を添付する際は、被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスクング(黒塗り)をするようお願いいたします。ただし、船員保険被保険者証の申請書に記載の番号はマスクングしないようお願いいたします。

(見本)

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	令和〇年〇月〇日交付
記号	番号	
氏名	〇〇 〇〇	
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
性別	〇	
資格取得年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
事業者名称	〇〇株式会社	
保険者番号		
保険者名称	〇〇〇〇	
保険者所在地	〇〇県〇〇市〇〇	